

判決年月日	平成30年7月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成30年(行ケ)10005号		
○ 原告の有する照明器具の図柄等から成る商標が商標法4条1項19号に該当するか否かが争われた事件において、被告の販売するランプシェードの立体的形状から成る商標は、被告の業務に係る商品であることを表示するものとして日本国内における「需要者の間に広く認識されている商標」に当たると認めることはできないから、原告の有する商標は同号に該当するものではないと判断して、原告の有する商標の同号該当性を認めた審決を取り消した事例			

(関連条文) 商標法4条1項19号

(関連する権利番号等) 登録第5685459号

判 決 要 旨

被告は、原告の有する照明器具の図柄等から成る商標（登録第5685459号。以下「本件商標」という。）について、商標登録無効審判を請求し、特許庁は、本件商標は商標法4条1項19号に該当するとして、その登録を無効とする旨の審決をした。本件は、上記審決の取消訴訟である。

本判決は、①被告の販売するランプシェード「P H S n o w b a l l」（以下「被告商品」という。）の立体的形状から成る商標（以下「引用商標」という。）は、被告商品の販売状況、広告宣伝状況、雑誌等の出版物への掲載状況に照らすと、約29年以上にわたり継続的に販売されていたことを考慮しても、被告商品が日本国内の広範囲にわたる照明器具、インテリアの取引業者及び照明器具、インテリアに関心のある一般消費者の間に広く知られるようになったということとはできないから、本件商標の登録出願時において、周知著名となったものとはいえないし、また、自他商品識別機能ないし自他商品識別力を獲得するに至ったものと認めることはできない、②したがって、引用商標は、被告の業務に係る商品であることを表示するものとして、日本国内における「需要者の間に広く認識されている商標」に当たるものと認めることはできないから、その余の点について判断するまでもなく、本件商標は商標法4条1項19号に該当するものではないと判断して、本件商標の同号該当性を認めた審決を取り消した。